令和7年10月10日 役場3階委員会室

議 事 録

令和7年10月10日添田町農業委員会議事録

日 時 令和7年10月10日(金) 午後1時30分

場 所 役場3階委員会室

招集者 添田町農業委員会会長 鶴 我 國 晴

議事

第1 議事録署名委員の指名

5番 堀 由香利 6番 照 瀬 保 道

第 2 議 案

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・

売買許可申請承認について

議案第19号 農地法第5条の規定による農地転用許可変更承認

申請について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画について

出席委員(9名)

1番鶴我國晴 2番宮崎和博

4番 森 秋 義 5番 堀 由香利

6番照瀬保道 7番岡崎雄一

8番 内 野 恭 一 9番 髙 瀬 千 東

10番 尾 形 吉 則

欠席委員(2名)

藤 岡 宏 康 鈴 見 敏 憲

出席推進委員(5名)

入 口 富士男 黒 﨑 延 和

鎌田英彦宮岡雅夫

小 畑 眞 二

出席職員(3名)

農業委員会 事務局長 岩 﨑 竜 己

係 長 加 藤 光 彦

主 查 村 上 麻 衣

(午後1時30分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第6条に従い、本 日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成 立すること報告します。

それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎ 開 会

副 会 長 只今から、令和7年度10月期の総会を開会します。 会長、議長役をお願いします。

議 長 それでは、定例会議を始めます。

本日は、藤岡委員と鈴見委員が欠席です。今回の議事録署名委員は、 5番堀委員・6番照瀬委員を指名しますので、事務局の議事録作成 後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議 長 それでは審議に入ります。

議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売 買許可申請承認について」の番号 1 を審議します。

事務局説明をしてください。

事務局 議案第18号番号1をご説明いたします。資料1ページと図面1ページをご覧ください。土地の所在は、中元寺蛭子堂地区になります。申請地の地目は畑、面積は661㎡となります。

申請理由は、譲渡人が高齢により耕作が難しくなり、隣接者の譲受人に売買の相談をしたところ、合意に至ったということで今回の申請となっております。この申請は、農地法第3条第2項の各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である鎌田委員、 現地の説明をお願いします。

鎌田委員 申請地の場所は、こちらになります(図説)。

議 長 鎌田委員の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

一「異議なし」の声あり一

特に意見がないようですので、これで審議を終わります。それでは、 議案第 18 号番号 1 について採決を行います。 承認することに賛成 の方の挙手を求めます。

一举手多数一

議 長 挙手多数と認め、よって、議案第 18 号番号 1 は、申請のとおり許可します。

次に議案第 18 号番号 2 を議題とします。事務局、説明してください。

事務局 議案第18号番号2をご説明いたします。資料1ページと図面2ページをご覧ください。土地の所在は、津野神田地区になります。申請地の地目は田、面積は合計3,622㎡となります。

申請理由は、譲り渡し人は、兼業農家で、父と二人で管理していたが、2年前に父が亡くなり、1人で管理することが難しくなったため、親戚である譲受人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請となっております。この申請は、農地法第3条第2項の各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である宮﨑副会 長、現地の説明をお願いします。
- 副 会 長 申請地の場所は、こちらになります(図説)。 以上です。
- 議 長 宮﨑副会長の説明が終わりました。 この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

一「異議なし」の声あり一

議 長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。 それでは、議案第 18 号番号 2 について採決を行います。 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

一举手多数一

- 議 長 挙手多数と認め、よって、議案第 18 号番号 2 は、申請のとおり許可します。次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可変更承認申請について」を議題とします。事務局説明してください。
- 事務局 議案第19号「農地法第5条の規定による農地転用許可変更承認申請について」をご説明します。

申請理由は、図面4ページの赤字の当初計画の通り、駐車総台数22台、プレハブ倉庫2台設置の内容で、令和3年8月25日付けで

許可されていましたが、大型車の駐車区画確保や方向転換等のスペースが不足したため、図面中央部分の8番から12番の駐車区画を削除、またプレハブ倉庫設置を削除し、青字の変更計画の通り、申請を行いたいとのことです。また、事前に県に確認したところ、変更内容は問題ないと回答を得ています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

一「異議なし」の声あり一

議 長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。 それでは、議案第 19 号について採決を行います。

承認することに賛成の方の挙手を求めます。

一举手多数一

- 議 長 挙手多数と認め、よって、議案第 19 は、申請のとおり許可します。 次に、議案第 20 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題 とします。事務局説明してください。
- 事務局 議案第20号の提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18条に基づき、農業委員会への意見聴取を行うためです。

資料は、3ページから6ページです。では、資料4ページをご覧ください。今回の設定面積は、2,012 ㎡で、すべてが継続分となっております。この結果、利用権設定面積は前回から変更ありません。また5ページに記載しておりますとおり、出し手は1名、受け手が1名となっております。

では、6ページをご覧ください。今回の受け手である中元寺営農組合については、常時従事要件等の要件をすべて満たしている状況です。

以上のことについて、ご審議をお願いいたします。

議 長 挙手多数と認め、よって、議案第 20 号は、申請のとおり許可しま す。これで議案の審議は終了します。

以上で、本日の議案の審議を終わります。

◎報告事項

議 長 つづきまして、報告事項ですが今回は特にありません。では各特別 委員会等からの報告・連絡事項に移ります。 ◎各特別委員会等からの報告・連絡事項

議 長 各委員さんからの報告、連絡事項に入ります。私からは、特にありません。宮崎副会長は何かありますか。

副会長 特にありません。

議 長 農地特別委員会の照瀬委員長は何かありますか。

照瀬委員 特にありません。

議 長 農政特別委員会の内野委員長は何かありますか。

内野委員 特にありません。

議 長 ありがとうございました。他の委員さんは何かありませんか。特に ないようですので、続いて事務局の方から報告・連絡事項について 説明してください。

◎事務局報告・連絡事項

事務局 まず報告事項のジャンボタニシ駆除剤に対する補助についてです。 今回、JAより駆除剤の購入に対する公費補助の要望がありました。 田川市郡では、福智町と糸田町が補助を行っており、その他の自治 体でも補助ができないかということです。本町では、ジャンボタニ シの被害はないわけではありませんが、現にジャンボタニシが生息 していない地域があることや、野菜や花きの栽培などにも病害虫対 策を行っている中で、ジャンボタニシ駆除剤のみに補助することは、 公平性を欠くと判断し、補助は見送る方針です。本件については以 上です。

> 次に、農地利用最適化交付金について報告いたします。この交付金は、皆さんの最適化活動の実績に応じて上乗せ報酬としてお支払いしておりますが、今年度の交付予定額が前年に比べ減少しています。 それに伴い、上乗せ報酬額も前年より減少することになりますのでご理解をお願いいたします。

> 次に、農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税の課税 軽減誤りについて報告いたします。本件は、6月に農林事務所より 適切な事務処理の徹底について通知があり、対象案件について調査 するに至りました。該当者がいないか精査したところ、平成 28 年 度の制度実施時から現在に至るまでの間で、5件の対象案件があっ たことが判明しました。今後すみやかに、対象者については自宅を 訪問し謝罪と経緯説明を行い、住民課税務係での還付手続きを行っ ていきます。本件については、事務局内での事務引継ぎができてい

なかったことが原因であり、今後はこのようなことがないよう担当 者間の引継ぎをしっかり行っていきます。報告事項は以上です。

次に連絡事項に移ります。令和7年11月期の定例総会を、11月14日金曜日13時30分から役場3階委員会室で開催を予定しております。なお、各種申請の受付は、10月24日金曜日を締め切りとしますので、いつものように申請される方がいらっしゃれば、担当委員さんに、連絡、確認をさせてもらおうと思いますので、ご対応のほどよろしくお願いします。

次に、農地パトロールについてです。前回の総会でも連絡させて頂きました、農地パトロールですが、提出期限を 10 月末までさせて頂いています。まだパトロールが住んでいない班は、出来次第、図面提出をお願い致します。

次に、田川支部管内農業委員・農地利用最適化推進委員研修会及び 視察研修についてです。10月28日火曜日9時30分から11時20 分の予定で行われます。当日は、行程表の通り、研修会終了後、視 察研修を別紙資料の通り計画しています。17時帰町予定となってい ます。研修会の欠席につきましては、研修施設へ事前に参加人数を 報告する必要があるため、急遽欠席される場合は、事務局までご連 絡をお願いします。どうかできる限りの参加をお願いします。

最後に、シートベルト着用義務化についてです。令和9年1月1日 からトラクターで公道を運転する際は、シートベルトが義務化され ますので、まだ先のこととなりますが、該当する地元農家さんへ声 掛けをよろしくお願いします。

議 長 事務局からの連絡事項が終わりました。委員さんから何かありませんか。ないようですので、宮崎副会長閉会のことばをお願いいたします。

◎閉 会

副 会 長 これをもちまして、令和7年10月期の定例総会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。

(午後2時15分)